

Q217. 出来高払（歩合給）制の場合にも残業代（割増賃金）を支払う必要がありますか。

出来高払制その他請負制によって定められた賃金（歩合給）は、除外賃金（労基法 37 条 5 項・労基則 21 条）に該当しませんので、出来高払（歩合給）制の場合であっても、残業させれば残業代（割増賃金）を支払う必要があります。

出来高払（歩合給）制における残業代（割増賃金）算定の基礎となる通常の労働時間・労働日の賃金は、以下の計算式により算出されます（労基則 19 条 1 項 6 号）。

出来高払（歩合給）制における残業代の基礎となる賃金
＝出来高払（歩合給）制によって計算された賃金の総額
÷当該賃金算定期間における総労働時間数

出来高払（歩合給）制の給料（歩合給）部分については、月給制を採っている場合であっても、一月平均所定労働時間数ではなく、「総労働時間数」で割るのが特徴的です。

所定労働時間内に 160 時間働き、40 時間残業した場合は、総労働時間数が 160 時間＋40 時間＝200 時間ですから、出来高払制における残業代（割増賃金）の基礎となる通常の労働時間・労働日の賃金は、出来高払制によって計算された賃金の総額を 200 時間で割って計算することになります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所
代表弁護士 藤田 進太郎